

健康福祉審議会	2022/6/6	資料2-2
第9回 障害部会		

■ 「中野区障害者計画」進捗状況 (令和4年3月)

■目次

課題	施策	主な取組	ページ
1 障害者の権利擁護	1 障害を理由とする差別の解消の推進	①合理的配慮の提供の推進	3
		②障害者差別解消に係る区の取組の評価・改善	3
		③障害者差別解消の理解啓発	3
	2 障害者に対する虐待防止の推進	①障害者虐待防止の強化	4
		②緊急一時保護先の確保	4
		③障害者虐待防止についての理解促進	4
	3 成年後見制度の利用促進	①成年後見制度の啓発と利用促進	5
		②成年後見制度に係る体制の整備	5
2 地域生活の継続の支援	1 地域における生活の維持及び継続の支援	①地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築	6
		②相談支援における自己決定の尊重と意思決定の支援	6
		③相談支援体制の充実・強化	7
		④障害福祉サービス等の質の向上	7
		⑤障害特性に応じた多様な意思疎通の促進	7
	2 多様化するニーズへの対応	①高齢障害者への支援	8
		②医療的ケアが必要な人への支援	8
		③夕方支援のニーズへの対応	9
		④難病患者への障害福祉サービスの周知	9
		⑤福祉人材の確保・育成	9
	3 地域生活を支えるサービスの確保	①地域における需要に応じたサービス量の確保	10
		②日中活動系サービスの確保	10
		③短期入所、日中一時支援事業所の整備	10
		④緊急時の保護体制の確保	11
		⑤第三者評価受審の推進	11
		⑥事業者への指導・助言	11
		⑦障害者自立支援協議会の活性化	11
	3 入所施設等からの地域移行促進と定着支援	①入所施設からの地域移行の促進	12
		②長期入院者の地域移行・地域生活を支える相談支援体制の充実	12
		③精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築	12
		④地域生活の体験機会の提供	13
		⑤グループホームの整備の促進	13
		⑥地域生活支援拠点の整備	13
		⑦グループホームの整備の促進	13
4 障害者の就労の支援	1 就労機会の拡大	①身近な地域での雇用の場の確保	14
		②職場における障害への理解の促進	14
	2 一般就労への支援と定着の取組の強化	①特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化	15
		②体験実習を通じた就労支援の充実	15
		③就労定着に向けた関係機関の連携強化	15
		④障害者就労支援事業所のネットワークを活用した就労支援	15
	3 就労継続支援事業所における工賃の向上	①民間企業からの安定的な受注確保に向けた支援	16
		②区役所業務の発注促進	16
		③就労継続支援事業所の自主生産品の販路拡大に向けた支援	16
5 障害や発達に課題のある子どもへの支援	1 関係機関と連携した切れ目のない支援体制	①早い段階からの気づきと支援	17
		②ライフステージに応じた切れ目のない支援	17
		③保護者・家族への支援	18
	2 専門的な支援の充実と質の向上	①障害児通所支援事業所の質の向上	18
		②障害児相談支援事業所の整備と体制構築	19
		③重層的な地域支援体制の構築	19
		④重症心身障害児、医療的ケア児への支援	19
	3 地域社会への参加や包容の推進	①地域生活における支援の充実	20
		②地域社会の障害への理解や啓発	20

計画進捗管理シート

計画名称	障害者計画
課題	1 障害者の権利擁護
実現すべき状態	地域での障害者理解や合理的配慮の提供が進み、障害のある人の日常生活や社会参加を制限する社会的障壁の除去が進むことにより、障害の有無によって分け隔てられることなく暮らしあえる地域社会となっています。 関係機関が常日頃から虐待事案を未然に防ぐ高い意識を持ち、障害のある人や養護者の支援にあたっています。 また、虐待を受けた障害のある人の保護や自立支援を図るため、一時保護に必要な居室が確保されています。 財産管理や意思決定が困難な人が成年後見制度を活用し、安心した地域生活を送っています。

施策	1 障害を理由とする差別の解消の推進		
主な取組			
①合理的配慮の提供の推進（計画冊子ページ:P11）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
合理的配慮の提供の相談事案について定期的に調査を行い、収集した事案を区職員に周知することで情報共有を図り、区における合理的配慮の質を高めます。 また、ヘルプマークやヘルプカードを活用し、合理的配慮の提供についての区民、事業者への理解促進を図ります。	障害福祉課	自己評価：○	障害の特性に応じた配慮について具体的にイメージできるような研修を、できるだけ多くの職員が受講することにより、職員全体の技術向上を目指していく必要がある。
		・年2回、各窓口等における、障害がある方に対する個別配慮等の事案を調査し、収集した事案について情報共有を図った。 ・合理的配慮に関し、区職員向けの研修を実施した(令和3(2021)年度は動画視聴形式により実施)。 ・ヘルプマークやヘルプカードの啓発を行った。	
②障害者差別解消に係る区の取組の評価・改善（計画冊子ページ:P11）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
中野区障害者差別解消審議会等において、区における不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供についての方針や啓発活動等の取組が適正かどうか審議を行い、改善すべき事項について意見及び提案を受け、障害者差別解消の取組を進めます。	障害福祉課	自己評価：○	審議会による意見・提案等を踏まえた全庁的な取組の実行とその検証が課題である。
		障害者差別解消審議会を開催(書面)し、区の対応や取組に対する意見や提案を受けた。	
③障害者差別解消の理解啓発（計画冊子ページ:P11）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害者差別解消法に基づく障害者差別解消支援地域協議会等と連携して、障害者差別に関する相談事例の解決に向けた取組や類似事例の発生防止に向けた取組など、区内の関係機関等との情報共有を図ります。 また、区民や事業者を対象とした啓発活動を実施し、理解促進を図ります。	障害福祉課	自己評価：○	障害者差別解消法の認知度(令和2(2020)年度調査時)は、2割台と依然として低水準に留まっており、より広範な取組が必要である。
		・障害者差別解消支援地域協議会の活動として小・中学生向けの出前講座を開始した。 ・また、区民向け啓発事業は、コロナ禍の中でも多くの区民が参加できるようオンライン配信を行った。	

施策	2 障害者に対する虐待防止の推進		
主な取組			
①障害者虐待防止の強化（計画冊子ページ:P12）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害者虐待の早期発見、防止のため地域における関係機関との連携を強化するとともに、障害福祉サービス事業者や相談支援機関等の職員研修や事例の共有・分析等を行い、障害者虐待防止体制の強化を図ります。 また、関係機関に対し、訪問による相談支援の機会を活用した虐待の早期発見と迅速な対応が図れるよう働きかけを行います。	障害福祉課	自己評価：○ 虐待防止パンフレットの配布を行う等啓発活動に取り組んでいるが、コロナ禍の社会情勢も影響してか虐待通報件数は増加傾向にある。	障害者虐待防止の更なる推進のため、虐待防止委員会の設置、従事者への研修の実施、虐待防止責任者の設置義務化について、障害福祉サービス事業所等に周知し、体制整備について働きかけていく必要がある。
②緊急一時保護先の確保（計画冊子ページ:P12）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
相談支援事業所等と虐待対応の支援における連携を更に強化し、緊急時の一時保護に係る支援体制の充実を図ります。	障害福祉課	自己評価：○ 区内の緊急一時保護施設において対応し、昨年を上回る利用実績となっている。	1か月以上に及び中長期にわたる緊急一時保護施設の確保が課題となっている。
③障害者虐待防止についての理解促進（計画冊子ページ:P12）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害者虐待の早期発見、防止を図るため、引き続き区民向けの虐待防止セミナーの開催や、啓発用リーフレットを活用し、障害者虐待に対する理解促進を図ります。 また、障害福祉サービス事業者への働きかけを行い、虐待防止研修の受講促進のための取組や事業所内研修等の取組を推進します。	障害福祉課	自己評価：○ ・障害福祉サービス事業所従事者や区民向けの研修会を開催した。 ・区内の相談支援事業所で要請のあった虐待研修を開催し、事業所単位の研修も開始した。	引き続き虐待防止研修への参加者拡大と事業者への啓発活動に努める。

施策	3 成年後見制度の利用促進		
主な取組			
①成年後見制度の啓発と利用促進（計画冊子ページ:P13）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
成年後見制度に係る講演会や出張説明会等の普及啓発事業を実施するとともに、申立手続等の相談や申立経費及び後見人等報酬費用の助成を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。	福祉推進課	自己評価：○ ・成年後見制度について理解を深める講演会を実施した。 ・成年後見制度利用に関する相談対応、申立経費及び後見人等報酬費用の助成を行い、成年後見制度の利用促進を図った。	普及啓発の方法等を工夫し、成年後見制度の意義やどのような場合に役立つかなど、正しい制度理解を促進していくとともに、後見人等報酬費用助成等の支援制度についても広く周知を図る。
②成年後見制度に係る体制の整備（計画冊子ページ:P13）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、福祉や法律の専門職と連携するとともに、今後策定する「(仮称)中野区成年後見制度利用促進計画」と整合性を図りつつ、必要な体制の整備に努めます。	福祉推進課	自己評価：○ 専門職、関係機関及び関係団体等が成年後見制度利用促進に係る課題の共有、情報交換、連携等について協議を行う協議会の設置準備を行うとともに、専門職とともに適切な後見人や支援方針等について検討する会議の試行を行った。	権利擁護支援が必要な人の発見、相談へのつながり、見守りなどについて、関係機関及び関係団体、専門職、事業所、地域の関係者等が協力・連携するネットワークを構築していく。

計画進捗管理シート

計画名称	障害者計画
課題	2 地域生活の継続の支援
実現すべき状態	基幹相談支援センターの業務を担う障害福祉課が、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援や個別事例における専門的な指導・助言を行い、相談支援の質が確保されています。 高次脳機能障害や発達障害の専門相談が充実し、本人及び家族への支援が進んでいるほか、難病患者に対して、身近な地域にある様々な障害福祉に関する情報が分かりやすい形で提供され、障害福祉サービスの活用が促されています。 地域を取り巻く環境の変化に対し、既存サービスの在り方の検討や新サービスの提供等を進め、障害のある人が自らの選択によってサービスを利用し、地域でいきいきと暮らしています。 また、各種サービスの評価制度や事業者への指導・助言を通して、安心して利用できるサービスの提供体制が整っています。 相談支援機関との事例検討等を通して地域課題を明らかにし、障害者自立支援協議会と協働して課題解決のための検討を進めています。

施策	1 地域における生活の維持及び継続の支援		
主な取組			
①地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築（計画冊子ページ:P16）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
区では、高齢者、障害者、子育て世帯等、区民の誰もが尊厳を保ち、可能な限り住み慣れた地域で最後まで暮らし続けることができるよう、住まいや健康づくり、生活支援、医療等が提供される仕組みとして、全世代向けの「中野区地域包括ケアシステム」の構築を進めます。 様々な生活課題に対応するため、「断らない相談支援」、「社会とのつながりや参加の支援」、「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括的な地域ケアシステムを実現するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けて検討を進めます。	障害福祉課	自己評価：○ 高齢者を対象として進めてきた地域包括ケア体制を更に発展、充実させ、障害者を含めた支援が必要なすべての人を対象とした体制を構築するため、中野区地域包括ケア総合アクションプランの策定を進めた。	地域の相談支援事業所、すこやか福祉センターやすこやか障害者相談支援事業所、障害福祉課が担う基幹相談支援センターによる重層的な相談支援体制の強化について検討を進める。
②相談支援における自己決定の尊重と意思決定の支援（計画冊子ページ:P16）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害のある人の地域での生活を支えるために、相談支援専門員や障害福祉サービス従事者が、障害のある人の意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス等を学ぶための研修の機会を確保します。	障害福祉課	自己評価：○ 成年後見制度講演会において「意思決定支援」をテーマに取り上げたほか、区主催の相談支援専門員研修においては、計画相談における意思決定支援など相談支援専門員に必要な視点などを学ぶ機会を設けた。	意思決定支援のガイドラインなどを具体的に学ぶ研修等の検討を進める。

③相談支援体制の充実・強化（計画冊子ページ:P17）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
相談内容の多様化や、8050問題等の生活上の複合的な課題に対応できるよう、区の相談支援体制の検証を行い、増大するニーズや複合化・複雑化する相談に総合的に対応できるよう、区内の相談体制や相談機能の充実・強化に取り組みます。	障害福祉課	自己評価：○ 基幹相談支援センター機能として8050問題の具体的ケースについて、相談支援事業所や関係機関と連携し、施設入所や共同生活援助などのサービスにつなげるなどの支援を行った。	計画相談や障害児相談支援の体制強化が求められている。
④障害福祉サービス等の質の向上（計画冊子ページ:P17）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害福祉サービス事業者等に向けた各種研修の活用や、障害福祉サービス報酬の審査結果の分析・共有、東京都が実施する指導監査についての情報共有等により、サービスの質の向上に取り組めます。	障害福祉課	自己評価：○ 事業者への指導検査を実施した。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京都との合同検査はできず、また、中野区での集団指導はオンライン開催や書面開催に切り替えて実施した。	新型コロナウイルス感染対策のため、実施スケジュールや実施方法を直前に見直さなければならぬ場合、成果に対する評価のしづらさがある。
⑤障害特性に応じた多様な意思疎通の促進（計画冊子ページ:P17）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
手話を使用して意思疎通を行う人を支えるため、手話講習会を通じて、更に手話通訳者を養成していきます。 また、視覚障害のある人に対する代筆・代読支援事業の実施や、失語症の人への意思疎通支援の実施の検討等、多様な障害特性に応じた意思疎通手段の確保に向けて取り組みます。	障害福祉課	自己評価：○ ・手話通訳者の養成を継続的に行うため、定員を絞るなど感染対策に配慮しながら手話講習会を実施した。 ・視覚障害者向け代筆・代読支援事業を開始した。	失語症の人への意思疎通支援の実施に向けた検討が課題である。

施策	2 多様化するニーズへの対応		
主な取組			
①高齢障害者への支援（計画冊子ページ:P18）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時にサービスが途切れることなく継続的に利用できるよう、介護保険制度の案内やサービス利用のための具体的な支援が、必要に応じてすこやか障害者相談支援事業所等の指定特定相談支援事業者から提供されるよう連携強化を図ります。 また、いわゆる8050問題といった、障害のある人と介護等の支援を要する高齢家族が同居する世帯への支援等のニーズに対応するための課題解決を図るシステムを具体化し、障害者自立支援協議会等において好事例報告を行う等を通じ、地域の支えあいネットワークの拡大を図ります。	障害福祉課	自己評価：○ ・介護保険移行時についてすこやか障害者相談支援事業所などの関係機関と連携し、個別に支援を行っている。 ・8050問題についても個別に入所施設等への入所調整を行うなど相談機関と連携し支援を展開している。	介護保険に移行する場合、移行についての認識があっても、介護保険制度や総合事業のサービスの利用手順や内容などの理解が十分でないようなケースも見られ、相談支援専門員や各支援者がこれらについて学習する機会も必要と思われる。
②医療的ケアが必要な人への支援（計画冊子ページ:P18）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
利用者の声を反映した重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業の拡充や、障害者短期入所医療的ケア実施事業を実施し、医療的ケアが必要な人への環境の整備や支援の充実に努めます。	障害福祉課	自己評価：○ ・日常生活用具給付事業の見直しを行い、令和4(2022)年度から人工呼吸器使用者に対する非常用電源装置の給付を始められるよう準備した。 ・在宅レスパイト事業の月間及び年間利用回数制限を撤廃し、令和4(2022)年度から、年間総時間数(96時間)の範囲で柔軟に利用できるよう、見直しを行った。(令和2(2020)～3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症の特例対応として実施した。令和4(2022)年度からは経常的に実施する。) ・江古田三丁目重度障害者グループホーム整備事業の公募を実施したが、選定に至らなかった。既存の短期入所事業所へ医療的ケアの実施について検討を依頼した。	・医療的ケアが必要な人は増大しており、引き続き、多様なニーズに即した施策展開を図る必要がある。 ・地域型の施設における医療的ケアは医師が常駐する医療機関と異なり、その場の判断ができないため、実施範囲が限定されてしまう。医療機関における実施は、区単独ではなく広域で拡充を検討する必要がある。

③タ方支援のニーズへの対応（計画冊子ページ:P19）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害福祉サービス事業所に通所する人が、日中活動を終えた後に安心して過ごせるようなタ方の居場所づくりの整備について、ニーズを踏まえて検討を進めます。	障害福祉課	自己評価：△	ニーズの把握に努めるとともに、現行サービスの拡充等について検討を行う。
		日中活動系サービスにおける延長支援、移動支援や日中一時支援の実施によりそれぞれが選択できるサービスがある。居場所の可否を検討するに至っていない。	
④難病患者への障害福祉サービスの周知（計画冊子ページ:P19）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
難病の不安や悩みを持つ難病患者へ必要な情報が行き渡るよう、難病の対象となる疾患名や障害福祉サービスの利用案内リーフレットを医療機関や関係機関に置いて、引き続き周知を図ります。 また、地域の保健、福祉、医療機関との連携を図りながら、引き続き難病患者への支援を充実させます。	障害福祉課	自己評価：○ ・令和3(2021)年11月より障害福祉サービスの利用対象となる疾患が361疾患から366疾患となった。 ・中野区ではホームページでの案内のほか、すこやか福祉センターやすこやか障害者相談支援事業所等に周知した。	引き続き難病患者への制度周知に努めていく。
⑤福祉人材の確保・育成（計画冊子ページ:P19）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害福祉サービス等を担う人材の確保は、現在も多くの事業所等で課題となっています。区では、福祉の仕事のやりがいや魅力を感じることができるようイベントの実施や、学校等と連携した理解促進の取組等を行い、ボランティアを含めた福祉人材の確保に努めます。また、関係機関との協働による就職面接会等を実施します。 また、障害福祉サービスを担う人材の育成研修を体系的に実施するとともに、関係機関と連携し、人材確保・育成のための先進事例等の情報共有の場を設ける等の取組を行い、障害者の特性に応じた適切な支援が提供できるよう、障害福祉サービスの質の向上を図ります。	障害福祉課	自己評価：○	人材確保に関する具体的取組を検討・実施する必要がある。
		基幹相談支援センターの役割の一つとして、区内の障害福祉サービス事業所に従事する職員を対象に人材育成研修を行った。	

施策	3 地域生活を支えるサービスの確保		
主な取組			
①地域における需要に応じたサービス量の確保（計画冊子ページ:P21）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
提供したサービス量の分析や 今後想定されるニーズと傾向の 把握により、必要とされるサー ビス量が確実に提供できるよう に確保します。	障害福祉課	自己評価：○	既存事業所の拡充と合わせ、 多機能型の大規模事業所の整備 の要否、必要な場合の整備時 期・整備手法・対象者像等につい て整理する必要がある。
		区内事業所の空き状況や特別 支援学校在籍児状況について、 調査を実施して把握している。	
②日中活動系サービスの確保（計画冊子ページ:P21）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
生活介護や就労継続支援の サービスについては、社会参加 の場として需要に対応できる サービス量を確保し、専門性の 高い支援が行えるよう基盤整備 に努めます。 また、生活介護については重 症心身障害児(者)への対応を充 実させます。	障害福祉課	自己評価：○	中野区障害者福祉会館におい ては、令和4(2022)年度に施 設改修及び備品購入を実施予 定、令和5(2023)年度からの 通所事業実施に向けて準備を進 める。
		区内事業所の空き状況や特別 支援学校在籍児状況について、 調査を実施して把握している。 ・中野区障害者福祉会館におけ る医療的ケアが必要な方への支 援拡充に向け、施設を改修する ための設計業務を委託した。	
③短期入所、日中一時支援事業所の整備（計画冊子ページ:P21）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
短期入所、日中一時支援事業 は、介護者の通院やレスパイトな ど介護者が一時的に介護できな い時に必要なサービスで、在宅 生活を支える重要なサービスで す。単独事業所としての整備が 難しいことから、グループホーム 等の居住系サービスに併設する 形で整備を誘導します。	障害福祉課	自己評価：○	短期入所は利用者が日々入れ 替わるため、職員配置や支援の 難しさがある。経営も安定させ づらいことから事業者にとって 実施しづらい事業である。
		共同生活援助の新規開設を希 望する事業者には、短期入所の 併設を呼びかけた。	

④緊急時の保護体制の確保（計画冊子ページ:P21）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
緊急一時保護先として居室を確保する施設は、主に知的障害のある人を対象にしているため、身体障害及び精神障害のある人の一時保護が必要になった場合、保護施設を確保することが困難な状況です。一時保護のために必要な居室や体制等の確保を、これから内容を具体化していく地域生活支援拠点の構築の中で検討し、整備を進めます。	障害福祉課	自己評価：○ 「短期緊急支援事業」において確保した居室は車椅子利用者も使える居室となっており、医療的ケアが必要な方を含む身体障害のある方の受入を促す調整を実施した。 令和3(2021)年度実績(3月末まで) 1,419時間 (4,784,700円) 地域生活支援拠点(ippuku)における精神障害者の一時保護についても延40日分の利用があり、前年度より利用日数が増加している。	既存の短期入所事業所においても身体障害者、特に重症心身障害者(児)が利用できる施設は限られている。
⑤第三者評価受審の推進（計画冊子ページ:P21）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
日中活動系サービス、短期入所の事業者が、東京都福祉サービス第三者評価を受けることを推進する補助制度を継続します。これにより、事業者が3年に1回の受審を継続し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。	障害福祉課	自己評価：○ 東京都の実施する日中活動系サービス推進事業補助金(加算分)を財源として、補助を実施した。	(なし)
⑥事業者への指導・助言（計画冊子ページ:P21）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
安心した地域での生活の維持につなげるため、提供されるサービスが正確に利用できるような事業者への指導と助言を行います。	障害福祉課	自己評価：○ 事業者への指導検査を実施した。しかし、新型コロナウイルス感染症予防のため、東京都との合同検査はできず、また、中野区での集団指導はオンライン開催や書面開催に切り替えて実施した。	新型コロナウイルス感染対策のため、実施スケジュールや実施方法を直前に見直さなければならぬ場合、成果に対する評価のしづらさがある。
⑦障害者自立支援協議会の活性化（計画冊子ページ:P22）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
地域の福祉を取り巻く環境やニーズの変化に対応するため、組織の一層の活性化を図り、相談支援機関の抱えるケース事例等を通して明らかとなった地域の課題解決に向けた検討を進め、地域の実情に応じた社会資源の開発・改善を図ります。	障害福祉課	自己評価：○ コロナ禍の中においても協議会活動を停滞させないよう、全体会および各部会をオンラインで開催した。	令和4(2022)年6月からの第8期に向け、組織や運営方法の見直しを行っていく。

計画進捗管理シート

計画名称	障害者計画
課題	3 入所施設等からの地域移行促進と定着支援
実現すべき状態	障害のある人が地域の一人として、自分らしい暮らしをすることができる地域社会となっています。 地域生活を体験する機会を通して、入所施設からの退所者及び精神科病院からの退院者が、自ら住みたいところを選び、各自のライフスタイルに合った暮らしをしています。 障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るための社会資源が整備され、入所施設等からの地域移行が進んでいます。 居住、就労、相談、緊急一時保護など、多方面から地域生活を支えるサービスの提供体制が整備され、障害のある人や家族が安心して地域生活を送っています。

施策	1 入所施設及び精神科病院からの地域生活への移行		
主な取組			
①入所施設からの地域移行の促進（計画冊子ページ:P25）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
重度の障害のある人への支援を可能とする新たな類型のグループホーム(日中サービス支援型共同生活援助)の整備に向けた取組や、障害者地域生活移行・定着化支援事業の活用を検討し、地域移行を希望する人に対する支援を進めます。	障害福祉課	自己評価：△ ・日中サービス支援型共同生活援助の需要調査や区として整備を行う必要があるか、民間事業者による実施の推奨とするか、方針は未検討である。 ・令和3(2021)年度(令和4(2022)年3月時点)の施設退所者は7名となっており、内訳は死亡退所が4名、グループホームへの地域移行が1名、高次脳機能障害者支援ホーム入所者の訓練終了による退所が1名、高齢者施設への入所が1名となっている。入所者の入所期間の長期化、高齢化、障害の重度化により地域移行はより困難となっている状況である。	入所施設からの地域移行は多くを望めない状況だが、地域移行希望者については入所者の意向に沿った地域移行が実現できるよう、引き続き入所施設等と連携し支援を行っていく。
②長期入院者の地域移行・地域生活を支える相談支援体制の充実（計画冊子ページ:P25）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害者相談支援事業所における地域移行支援や、東京都精神障害者地域移行体制整備支援事業、生活保護受給者退院促進事業、医療保護入院者に対する退院促進措置など様々な制度を有効に活用し、長期入院患者の退院支援を行います。 また、地域移行支援の利用ニーズに応えるため、相談支援事業者の確保や地域移行を支援する体制の検討を行います。 更に、精神科病院等の医療機関への訪問活動を継続的に実施し、長期入院患者の実態把握とニーズの掘り起こしを行います。	障害福祉課	自己評価：△ 長期入院患者の地域移行については、新型コロナウイルスの感染拡大により各医療機関が面会制限を実施するなどの影響で、支援が思うように進んでいない現状がある。	新型コロナウイルスの感染状況に留意しながら、早期に病院訪問を再開し、地域移行対象者の掘り起こしを行うほか、精神障害者地域生活支援拠点(ippuku)が行う地域移行プレ事業について医療機関や関係機関に事業内容の周知、PRを進めていく必要がある。
③精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築（計画冊子ページ:P26）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を活用し、課題の検討、情報共有を行います。	保健予防課	自己評価：△ 書面開催により中野区地域精神保健連絡協議会を実施し、各機関で認識する課題等を抽出し、集約している。なお、令和3(2021)年度には、協議員の改選も行われた。	令和4(2022)年度は、抽出した課題について直接協議が出来る会議体の実施を計画している。

④地域生活の体験機会の提供（計画冊子ページ:P26）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
地域生活支援拠点の機能としてのグループホームの体験利用等を通して、地域生活のイメージづくりができるよう関係機関と協力し、情報提供等の支援を行います。	障害福祉課	自己評価：○ ・精神障害者地域生活支援拠点(ippuku)を活用し、地域移行のための体験利用を実施し、令和3(2021)年度は21件の利用があった。 ・(ippuku)が行う地域移行の取組について、すこやか福祉センターや障害者相談支援事業所に対する訪問説明会を開催し、情報提供を行った。	地域移行支援の本格的再開に向け、体験利用などの活用に向けたPR活動を進めていく必要がある。

施策	2 地域生活を支える社会資源の整備		
主な取組			
①グループホームの整備の促進（計画冊子ページ:P27）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
グループホームは、親元を離れて自立する場合、親の高齢化で同居が困難になり単身生活を送る場など、地域生活を継続し、また、退院や地方の入所施設から住み慣れた地域に戻って暮らすことの役割や期待が高まっています。支援の専門性の確保や、通過型・滞在型等必要なグループホームの類型を検討し、中・長期的な視点を持ち整備の誘導に取り組めます。	障害福祉課	自己評価：○ ・開設を希望する事業者や個人に対し、整備に係る相談を行い、民間事業者による整備を推進した。 ・2ユニット6居室が整備され、いずれも滞在型だった。現在も新たな開設相談が複数あり、令和4(2022)年度になってからも開設する見込みがある。	重度障害者や高齢障害者等への支援体制を整える事が難しいため、主たる利用者が比較的軽度の方に偏っている。
②地域生活支援拠点の整備（計画冊子ページ:P27）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
江古田三丁目の区有地を活用して、身体障害・知的障害のある人に対応した、障害者グループホーム、短期入所及び地域生活支援拠点の三つの機能を併せた多機能型拠点整備を進めます。しかし、江古田三丁目の多機能型拠点だけでは、区内全域において国が求める機能の相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり、コーディネーターの配置等を満たすことが困難な状況です。そこで、江古田三丁目の多機能型拠点整備と、基幹相談支援センター、各すこやか福祉センター等の相談支援機関やグループホーム、短期入所等の既存の社会資源が連携する面的整備型とを融合した複合型の構築を目指します。	障害福祉課	自己評価：× ・江古田三丁目重度障害者グループホーム整備運営事業者の公募を行ったが選定に至らず、スケジュールをまた延伸することになった。 ・精神障害者を対象とした地域生活支援拠点(ippuku)は開設から3年が経過し、徐々にその存在が浸透しつつある。	・江古田三丁目重度障害者グループホームの整備が更に遅延しており、整備方針を再検討する必要がある。 ・今後も精神障害者地域生活支援拠点(ippuku)について区民や関係機関に事業を周知していく。

計画進捗管理シート

計画名称	障害者計画
課題	4 障害者の就労の支援
実現すべき状態	職場における障害への理解や合理的配慮の提供が進み、障害のある人が当たり前に働ける地域社会の中で、個々の特性に応じ就労形態を選択し、いきいきと暮らしています。 就労継続支援事業所では作業技術の向上等に伴い工賃月額が上がり、利用者がやりがいを感じ、意欲を持って働いています。

施策	1 就労機会の拡大		
主な取組			
①身近な地域での雇用の場の確保（計画冊子ページ:P30）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
東京都におけるソーシャル ファームの創設の促進などの新 たな制度等を見据え、区内外の 民間企業等において障害者雇用 が進むよう、意欲のある企業に 対して積極的な働きかけを行っ ていきます。 障害のある人を雇用したこと がない企業に対しては、体験実 習の協力を求め、採用する企業 側の不安を解消しながら就職に 結びつける取組を進めます。 また、今後、障害者雇用を行う 事業主に対する国の特例給付金 制度を活用し、更なる職場開拓 を展開します。	障害福祉課	自己評価：○	・企業はより採用に向けた実習 に特化している傾向にあり、職 場体験の機会を確保するのが難 しくなっている。 ・区役所における実習の活用を 検討する必要がある。
		すでに障害者雇用を実施して いるか否かに関わらず、更なる 職場環境の改善に寄与するた め、企業からの相談に応じてい る。 令和3(2021)年度相談件数:4 件	
②職場における障害への理解の促進（計画冊子ページ:P30）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
就労支援センターとハローワーク の協働により、区内の民間企 業を対象としたセミナー等を実 施し、職場における障害への理 解や合理的配慮の提供の促進 等、障害者雇用を推進するた めの取組を行います。 また、なかの障害者就労支援 ネットワークによる、民間企業や 区民に対しての、障害のある人 への理解促進や雇用への啓発活 動を支援します。	障害福祉課	自己評価：○	今後は大学などとの連携など も検討し、より効果が見える啓 発を検討する。
		自立支援協議会・就労支援部 会において、障害者雇用の啓発 を目的とした展示を3回実施し た(展示場所:中野駅ガード下 ギャラリー)。	

施策	2 一般就労への支援と定着の取組の強化		
主な取組			
①特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化（計画冊子ページ:P31）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
特別支援学校在学中から就労に対する早期支援を実施し、在学生や家族に対して、就職に向けた課題解決や意欲の喚起を行い、卒業後における進路の選択肢を広げる取組を進めます。 また、一般就労を希望する障害者就労支援事業所の利用者に対し、アセスメント等を行い、個々の能力に合った就労を目指す支援を行います。	障害福祉課	自己評価：○ ・中野・練馬の特別支援学校への定期的な訪問・電話連絡により継続的な状況把握に努めている。 ・障害者就労支援事業所の就労を希望する利用者について、区役所実習を経て就労に結びつけることができた。	学校や関係機関との連携をより進めるため、学校での特別講義などの取組を検討する。
②体験実習を通じた就労支援の充実（計画冊子ページ:P32）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
区役所や企業での体験実習の機会を増やし、一般就労に対する準備段階に応じて実習の場を選択できるよう、体験実習の充実を図ります。 特に区役所実習においては、区役所実習終了後の未就職の人に対するフォローアップを行うなど、体験実習を一般就労に結びつける取組を充実させます。	障害福祉課	自己評価：○ 令和3(2021)年度は計6回区役所実習を実施し、12名が参加した。	区役所実習は障害福祉課内で実施しているが、他課との連携を検討し、更なる改善に努める必要がある。
③就労定着に向けた関係機関の連携強化（計画冊子ページ:P32）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害者総合支援法に基づく就労定着支援サービスの利用終了後も、なお就労定着への支援が必要な人に対して、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労支援センター、相談支援事業所とが一層の連携強化を行い、就労定着に取り組めます。 また、就職後の一定期間ごとの定着率を分析する等により、定着率の向上に取り組めます。	障害福祉課	自己評価：○ 定期的な企業訪問、面談により対象者の状況把握に努めている。	就労支援センターに引き継がれる際に、前任の事業所により引継方法が異なり、支援遅れになるケースがあるため、普段からの連携をより密にする必要がある。
④障害者就労支援事業所のネットワークを活用した就労支援（計画冊子ページ:P32）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
なかの障害者就労支援ネットワークを中心とした、障害のある人や家族に対する就労への意欲喚起や各事業所職員の支援力向上に向けた取組を支援します。 また、なかの障害者就労支援ネットワークが主催するセミナー等に民間企業や経済団体の参加を促し、地域ぐるみでの就労支援に取り組めます。	障害福祉課	自己評価：○ なかの障害者就労支援ネットワークを中心に、事業所やハローワーク、職業訓練などの様々な参加者による情報交換・意見交換の場が開かれている。	今後は他区との交流も計画し、更なるスキルアップにつながる取組を検討する。

施策	3 就労継続支援事業所における工賃の向上		
主な取組			
①民間企業からの安定的な受注確保に向けた支援（計画冊子ページ:P33）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
各障害者就労支援事業所が共同で仕事を請け負う共同受注の仕組みを活用し、民間企業からの安定的な受注を確保し、工賃の向上を図ります。 また、民間企業が求める作業内容の多様化に伴い、各事業所の作業技術に合わせた受注を促進させる一方で、作業技術を向上させるため、職業指導のスキルアップ等に向けた支援を実施します。	障害福祉課	自己評価：○	作業内容や数量、納期など企業からの発注内容がより厳しくなっているため、事業所の作業能力の一層の把握に努める必要がある。
		共同受注促進事業により、企業からの安定的な受注に努めている。	
②区役所業務の発注促進（計画冊子ページ:P33）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律、中野区障害者就労施設等調達促進要綱に基づき、今後も継続的に業務を請け負うとともに、新たに発生する清掃や封入封かん、クリーニング等の業務についても、就労継続支援事業所等への発注に努めます。	障害福祉課	自己評価：○	事業所ごとに可能な作業、数量が異なるため、公平な役務の調達になるよう共同受注を活用していく必要がある。
		区の要綱に基づき、安定的な役務の調達に努めている。	
③就労継続支援事業所の自主生産品の販路拡大に向けた支援（計画冊子ページ:P34）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
各障害者就労支援事業所の特色を活かした自主生産品の販売促進に向け、なかの障害者就労支援ネットワークが主体となって、地域の販売場所や催し等での販売機会を増やす取組を進めます。 また、区内事業所の自主生産品を紹介したパンフレット等の作成・頒布や、区内の伝統工芸の職人の方々との協働をコーディネートする仕組みづくり等、働く意欲を一層高めるような工夫も検討します。	障害福祉課	自己評価：○	区役所での場所の確保が難しくなり日数が減る事態になっている。
		令和3(2021)年度は区役所販売会を計3回開催した。	

計画進捗管理シート

計画名称	障害者計画
課題	5 障害や発達に課題のある子どもへの支援
実現すべき状態	身近な地域で相談できる窓口の周知、気づきの段階から子どもや家族を支援する専門的な相談対応と適切なケアマネジメントによる継続的な支援など、特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備を進めます。 また、適宜必要時に区立療育センターの療育相談を経て、地域の障害児通所支援施設等の専門的支援が提供され、子ども・若者支援センター、すこやか福祉センターの総合相談支援の機能を活かし、重層的な地域支援体制が構築されています。 障害児相談支援や障害児通所支援施設の提供体制が確保され、障害や発達に課題のある子どもが、質の高い専門的な支援を受けることができています。専門性のある障害児相談支援事業者により、子どもの障害や特性に応じた必要な支援を総合的に判断した障害児支援利用計画が作成されています。 すこやか福祉センターを中核として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携して、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を行える体制が構築されています。 障害児の支援体制が強化され、障害や発達に課題のある子ども、医療的ケアのある子どもが、地域の保育、教育等を受けることができ、障害の有無に関わらず、ともに学び、育ち、生活できる環境が整っています。 子どもの障害や発達特性に係る地域の理解が進み、合理的配慮が促進され、地域とともに暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組が進んでいます。

施策	1 関係機関と連携した切れ目のない支援体制		
主な取組			
①早い段階からの気づきと支援（計画冊子ページ:P41）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
保護者が子どもの発達について早い段階で気づくことができるよう、区民にとって分かりやすい関係機関の相談体制に関する情報提供や、保護者向けの子どもの障害や発達特性に関する知識を広報媒体により周知するなど、早い段階での気づきにつながるような環境の整備をします。	子ども特別支援課	自己評価：○ 療育相談や申請時の書類の流れ等、申請者が一覧で把握できる案内をホームページに掲載し、すこやか福祉センター及びすこやか障害者相談支援事業所等での案内に活用した。	【障害福祉課】 申請者の立場に立った、より理解しやすい案内書類等の作成や説明及び相談体制の強化等、関係機関で連携し工夫していく。
②ライフステージに応じた切れ目のない支援（計画冊子ページ:P41）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
就園、就学、卒業等のライフステージの節目の際に、個々の子どもにとって最適な支援の継続性が保たれるよう、移行支援の仕組みを活かしながら、関係機関が子どもの情報の共有や支援の目指すべき方向性を確認するなど、内容の充実を図っていきます。 また、相談支援の仕組みの整備や機能強化を図り、切れ目のない支援の実現に向けて、保育所、幼稚園、学校、医療、福祉、地域等の関係機関連携が日常的に継続して行われるよう、連携会議等をより有益なものとしします。	子ども特別支援課 すこやか福祉センター	自己評価：○ ・就園支援シート、就学支援シートを活用し、今までの支援内容等について保護者主体で移行支援を進められるように変更した。 ・小学校入学後、関係機関が集まり個別支援計画会議を行い、児童の支援状況を共有した。 ・学校とすこやか福祉センターをつなぐ場の一つとして、指導室主催のコーディネーター連絡会にすこやか福祉センターが出席した。 ・移行支援変更の説明を保育園・幼稚園園長会、療育施設、すこやか福祉センター、児童館館長会等で実施した。 ・すこやか福祉センターでは、新しい移行支援の取組が混乱無く進むように、保護者や関係機関への周知、相談調整等、積極的なサポートを行った。	・就園支援シート、就学支援シートを使った移行支援のPRをさらに進め、利用を促進する。 ・個別支援計画会議については、より有意義な会議になるように、学校やすこやか福祉センター等と開催時期や方法等の課題を整理していく。 ・すこやか福祉センターは、移行支援の取組の定着に向けて、適宜関係機関や保護者間の調整を行っていく。

③保護者・家族への支援（計画冊子ページ:P41）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
子どもの障害や発達に不安や戸惑いを感じる保護者や家族に寄り添い、身近な地域で、子どもの発育や発達状況を正しく理解し、子どもの成長を促すような支援ができる環境を整えます。障害や発達の専門的な相談体制を充実し、保護者や家族の子どもの将来への不安を解消するため、障害や子どもの発達特性に応じ、医療的、福祉的、教育的視点を踏まえ、中学校等卒業まで見据えた総合的な支援を行います。 また、保護者や家族が地域で孤立することがないように、保護者同士がつながることができる機会の提供やペアレントメンターの活用等の取組を進め、保護者自身がリフレッシュして子どもと向き合えるような支援を進めます。	子ども特別支援課 すこやか福祉センター 指導室	自己評価：○ ・委託にてペアレントメンター養成事業を実施し、令和3(2021)年度までに20名近いメンターが養成された。メンターによる個別や集団での相談や各種講座を実施し、障害児等を育てる保護者への助言、支援を行った。 ・中野区重度・重複障害児通所支援施設において、ICT環境整備を行い、在宅での児童発達支援や保護者支援を実施した。	・令和4(2022)年度は養成されたメンターを活用し、指定管理施設の保護者支援事業として、ペアレントメンターをより広く周知していく。 ・区立障害児通所支援施設3か所のICT環境整備を実施し、保護者支援も含めた障害児支援の形を構築する。

施策		2 専門的な支援の充実と質の向上	
主な取組			
①障害児通所支援事業所の質の向上（計画冊子ページ:P42）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
区立障害児通所支援施設で、専門的な療育の必要性を判断し、支援を適切に提供するための療育相談体制を整備し、質の高いアセスメントを実施します。また、その専門性を活かし、区内の障害児通所支援事業所への技術的支援や助言等を実施する体制を整えます。 子どもの障害や特性に応じた有効な支援、家族等への支援等の質が確保されるよう、障害児通所支援事業者の知識や技術の向上のために、実務研修や事例検討会等、実践的な取組を行うとともに、区内の障害児通所支援事業所における第三者評価の受審促進に取り組めます。	子ども特別支援課	自己評価：○ ・すこやか福祉センターを窓口として、区立療育センターの専門職による療育相談からサービス利用までの流れの整備と定着を図った。 ・児童発達専門支援員によるスーパーバイズ事業を実施し、区内障害児通所支援施設及びすこやか福祉センター心理職等に対する専門性を活かした事例検討や研修、相談を行った。 ・障害児通所支援施設第三者評価受審費補助事業を実施し、計画通りに2事業所への補助を行った。	【障害福祉課】 ・区立療育センターは専門的支援の機能をより強化し、児童発達支援センターの位置づけにおいて、すこやか福祉センターをはじめとする関係機関との連携を深め、継続的かつ総合的な支援を実施する。

②障害児相談支援事業所の整備と体制構築（計画冊子ページ:P42）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
障害児支援利用計画の作成が必要な子どもに対して、児童福祉法で規定する指定障害児通所支援事業者による障害児支援利用計画の作成を進めるため、障害児相談支援事業所の参入を導入し、障害児相談支援の体制を整えるよう努めます。 子どもの障害や発達特性について十分な専門性を持った障害児相談支援事業者を確保するために、人材育成とスキルアップ等の取組を進めます。	すこやか福祉センター 子ども特別支援課 障害福祉課	自己評価：○ 区内の民間障害児相談支援事業所における障害児支援利用計画の作成件数に応じて補助金を出し、運営の支援事業を実施した。セルフプランの解消や新規事業所の開設を推進した。	相談支援事業所が運営補助を受けられるよう、利用計画の作成にあたり、療育センターやすこやか障害児相談支援事業所等での民間相談支援事業所の案内を行う。
③重層的な地域支援体制の構築（計画冊子ページ:P42）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
すこやか福祉センターは、個々の子どもとその家族に対し、各ライフステージの節目をつなぐ支援と、関係者や関係機関がそれぞれの専門性を高めながら、子どもや保護者にとって有効な支援ができるよう、全体をつなぐ核となる体制を整備します。 また、子どもの療育の専門機関である区立療育センターは、その専門的機能を活かし、保育所や幼稚園、学校等の地域施設や、地域住民の障害理解を深めるための活動や専門的助言等による支援の充実を図ります。 障害や発達に課題のある子どもへの全体調整は、子ども・若者支援センターをはじめ、すこやか福祉センターや区立療育センターを中核機関とし、役割と機能分担をします。これらの機能強化により、中野区版児童発達支援センターとして、地域の中で、子どもとその家庭への継続的かつ総合的な支援を実施します。	すこやか福祉センター 子ども特別支援課	自己評価：○ ・区の児童発達支援センター機能を兼ねる区立療育センターは、サービスの新規利用希望者に対して療育相談を実施し、令和3(2021)年度に法内化事業へと転換した保育所等訪問支援において、その専門性を発揮し、保育園、幼稚園等への助言等支援を実施した。 ・すこやか福祉センターは、保育園・幼稚園の巡回訪問支援から保育所等訪問支援への転換期にあたり、園や保護者が混乱せず、スムーズに移行していけるよう、相談・調整を行った。	・区立療育センターは専門的支援の機能をより強化し、児童発達支援センターの位置づけにおいて、関係機関との連携のもと、継続的かつ総合的な支援を実施する。 ・すこやか福祉センターは、最も身近な相談場所として保護者に寄り添い、ライフステージに合わせた適切な支援につなげるために、関係機関との連携を強化し、調整を図っていく。
④重症心身障害児、医療的ケア児への支援（計画冊子ページ:P43）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の取組状況と自己評価	今後の課題
重症心身障害児、医療的ケア児への適切な支援のため、赤ちゃん訪問や乳幼児健診等を通じて対象児の把握を行います。また、医療機関、訪問看護、障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者、保育、教育等多くの支援機関が有機的に連携し、対象児についての情報や支援内容を共有するための体制を整備します。 また、災害や想定外の感染症拡大等に備え、感染症拡大防止策や要配慮者への支援、福祉避難所の訓練等も関係機関連携のもとに進めます。	すこやか福祉センター 子ども特別支援課 障害福祉課	自己評価：○ ・医療的ケア児については、医療機関、訪問看護ステーションからの情報や健診結果等から状況を把握し、必要なサービス調整等を行っている。 ・関係部署と適宜情報共有を行い、必要に応じて同行訪問やケースカンファレンスを行っている。	令和4(2022)年度に、すこやか福祉センターの保健師が東京都医療的ケア児コーディネーター研修を受講し、すでに受講しているコーディネーターとの連携強化を図り、専門的な支援が適切に提供できる連携の場を確保していく。

施策	3 地域社会への参加や包容の推進		
主な取組			
①地域生活における支援の充実（計画冊子ページ:P44）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害や発達に課題のある子どもが他の子どもと同じように、保育所、幼稚園、学童クラブ等でも育つことができるよう、受入れを進めていきます。保育所、幼稚園、学童クラブ等の職員の知識や対応力等の質の確保のための取組を進めます。 障害や発達に課題のある子どもが保育所や幼稚園等を希望する場合には、他の子どもと同じ場で保育や教育を受ける選択ができるよう、区立療育センター等が子どもの発達支援の専門機関として、保育所や幼稚園等への保育所等訪問支援を実施するなど対象児、保護者を含め支援の充実を図ります。 すべての学校において支援が必要な児童、生徒一人ひとりに応じた教育環境整備を進め、副籍制度や学校への支援員の配置、特別支援教室における巡回指導の充実と全区立中学校への特別支援教室の設置を進めます。 また、教職員への障害や発達特性に関する知識と理解促進を図り、校内支援体制の充実に努めます。	子ども特別支援課 保育園・幼稚園課 指導室	自己評価：○ ・令和3(2021)年度より、巡回訪問指導を保育所等訪問支援として法内化サービスへと転換した。また、東京都の指定を受けた保育士等への発達支援研修及び私立幼稚園巡回相談の委託事業を実施し、保育所等職員の知識、技術等の向上を支援した。 ・段階的に設置してきた中学校の特別支援教室について、令和4(2022)年4月に全中学校での設置が完了し、指導を開始した。 ・中学校の特別支援教室拠点校について特別支援教育検討委員会で検討し、令和4(2022)年度4月から拠点校を2校(中野中・中野東中)とした(令和3(2021)年度までは中野中の1校)。 ・支援員(任期付短時間勤務職員)については、教育委員会判断とは異なった学級等への就学希望の増加を踏まえ、職員課に支援員増を要求した。しかし、実際の応募は要求人員の半分以下であり、内示後の辞退も相次いだ。 ・特別支援教育リーフレットの作成やHPでの周知を図った。 ・令和3(2021)年度より、保育所を対象に保育ソーシャルワーク事業を開始した。子どもと保護者に関する課題が多様化・複雑化する中において、保育ソーシャルワーカーが専門的な見地からの確かな助言を行い、保育所運営を支援することができた。	・保育所等職員が発達に課題のある子どもに不安なく対応できる体制づくりを進めるため、知識、技術向上への取組を継続させていく。 ・保育所等訪問支援のニーズ、待機数等について、引き続き検証していく。 ・特別支援教室については、東京都の「特別支援教室の運営ガイドライン」に沿った適正な運営を引き続き行う。 ・対象児・保護者への案内等や特別支援教室判定会議のあり方については、ガイドラインに沿って医学・教育・心理学の専門家の参画を進め、定着を図っていく。 ・学校、保育園・幼稚園、すこやか福祉センター及び療育機関の職員に対し、特別支援教育や障害、発達特性に関する知識の普及、就学相談に関する理解の促進を図る。 ・支援員については、学校現場の声を聴き、採用形態等を職員課とともに検討していく。 ・本事業の活用を促進してケースごとの対応事例を蓄積し、各保育所が助言なしで対処できるよう事業展開を図る。
②地域社会の障害への理解や啓発（計画冊子ページ:P44）			
取組内容	所管	令和3(2021)年度の 取組状況と自己評価	今後の課題
障害の有無に関わらず地域とともに成長し生活していくため、一人ひとりの子どもの状況に応じた必要な支援を受けられるような体制を整備し、地域の障害理解や合理的配慮を促進します。障害者差別解消支援地域協議会等との連携を図るなど、児童の発達障害に関する特徴や支援への理解の促進、リーフレット等の作成や合理的配慮や支援が日常的にできるための取組を進めます。	子ども特別支援課 障害福祉課	自己評価：○ ・地域における保健福祉の中核を担うすこやか福祉センターや療育センター、すこやか障害者相談支援事業所等、関係機関の円滑な連携調整を行い、相談からサービス提供への体制を整備した。 ・ペアレントメンター養成事業や区立障害児通所支援施設による保護者支援事業の実施により、障害児への理解啓発を行った。	【障害福祉課】 ・関係機関が課題の確認をし合い連携していくことで、児童発達支援センター機能の強化をする。 ・地域における障害児への理解や配慮を促進するための活動について、障害者差別解消支援地域協議会で検討を進める。